

(3) 雇用・就労分野

① 理容師及び美容師資格制度

【問題意識】

理容師及び美容師については、その資格、業務内容、勤務できる店舗等について、理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）及び美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）によりそれぞれ規定されている。具体的には、理容師とは、理容（頭髪の刈り込み、顔そり等の方法により、容姿を整えること）を業とする者であり、理容所（理容の業を行うために設けられた施設）において勤務する一方、美容師とは、美容（パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること）を業とする者であり、美容所（美容の業を行うために設けられた施設）において勤務することとされている。

また、消費者ニーズの高度化等を踏まえて、理容師及び美容師の資質向上を図ることを意図して平成 7 年に理容師法及び美容師法が改正され（平成 7 年法律第 109 号）、国家資格化、受験要件の見直し（高卒へ引き上げ）、養成施設の修業年限延長（昼間過程の場合 1 年から 2 年に延長）等の見直しが行われたところである。

この結果、両資格を取得しようとする人にとっては、資格を取得するための時間、費用が増加し、大きな負担となっている。

このように、現行制度における資格取得のハードルは、資格取得に要する期間や費用の負担が非常に重く、技術を身につけて早期に就労したい者にとって、大きな障害となっている。

一方で、最近では、理容又は美容に特有のサービスを提供せずカットサービスに特化した専門店が徐々に広がりを見せるだけでなく、一般的な理容所及び美容所においてもカットに限定したサービスメニューが見られるようになっている。また、従来は理容所を利用していた男性が美容所を利用するようになるなど、利用者にとっては、理容及び美容の境目は将来的に無くなっていく方向にあると考えられる。しかし、同一施設内での両資格者の混在勤務が認められなかったため、サービスの利用者にとっては、同一店舗で理容及び美容両方のサービスを楽しむことができず、不便を被っている利用者もいる。

また、理容所については、過去 10 年間に、全国で 4 %程度減少し、都道府県単位では 1 割程度減少している県（秋田県、高知県）もある。理容師の高齢化と後継者不足をふまえると、この減少傾向は今後ますます加速すると考えられる。この理容所数の減少により、将来的には、地域において理容サービスを楽しむことができなくなるこ

とが懸念される。反対に、美容所については、過去10年間に、全国で1割程度増加しており、店舗数では、理容所から美容所へのシフトが起きているのが現状である。

これらの状況から、消費者サービスの維持及び向上のためには、理容師及び美容師の混在勤務の解禁、両資格の統合なども含め、この資格制度の在り方を根本から見直すべきなのは明らかであるが、まずは、以下の施策から着手するべきである。

【具体的施策】

ア 不適切な施業を取り締る仕組みの改善

平成7年の理容師法及び美容師法の改正など、高度化する消費者ニーズに対応すべく、理容師及び美容師の資質を向上させることが望まれている。これは、資格者に負担を強いる一方で、利用者へのサービスや資格者への信頼性が向上し、資格者の処遇の向上につながる。さらに、理容師又は美容師資格を取得して就労を志す者にとってもインセンティブが上がり、意欲のある者が就労することが期待できる。

一方で、無資格者等による不適切な施業については、旧態依然とした取締り制度のままで、往々にして放置されているとの指摘がある。不適切な施業がはびこると、利用者の安全・安心が脅かされ、資格者への信頼が失われる。負担の増えた資格者の努力に報いるためにも、より効率的な取締りの仕組みを構築すべきである。

よって、理容師及び美容師がその氏名及び資格等を利用者等に明示する仕組みを導入し、利用者及び取締り機関等が、無資格者等による不適切な施業を容易に把握できるようにするべきである。【平成21年度措置】

アイ 基本的なカット技術に特化した資格の創設

理容又は美容に特有のサービスの提供はうけずにカットサービスの提供のみを求める消費者のニーズが顕在化しているにも関わらず、今の制度では、それに不要な技術までも習得して資格を取得しないとサービスを提供できない。また、例えば、理容師資格者が美容所においてカットサービスのみを提供することも許されず、理容師資格に加えて美容師資格も取得することが必要となる。これは、サービス提供者に余分な負担を強いるもので、意欲を有する者が就労する機会を阻害し、さらには、サービス提供の抑制によって消費者の利便性をも害していると言える。よって、理容師及び美容師に共通する衛生の確保及び基本的なカット技術に特化した資格を新設し、当該資格取得者がその業務範囲を超えて理容又は美容に特有のサービスまで行うことがないように担保する「ア 不適切な施業を取り

「締る仕組みの改善」にて提言したような仕組みを当該資格にも導入した上で、理容所及び美容所での業務を認めるべきである。【平成 21 年度結論】

4ウ 理容所及び美容所の重複届出の容認

理容師及び美容師資格制度がそれぞれの法律により規定される別個の制度であることを前提に、理容所と美容所を兼ねる施設を認めない運用が行われている。しかし、理容所又は美容所の開設に当たって法令に規定された手続きは、所定の事項について届出を行った上で、都道府県知事の検査をうけ、所定の措置（常に清潔に保つこと等）を講ずるに適する旨の確認を受けることのみである。理容所及び美容所の重複届出となっていることを理由として届出を認めない取扱いが許されるかは法令上疑義がある。

また、ひとつの施設において、利用者が理容及び美容サービス両方をうけられるのであれば、利便性が向上するのは言うまでもない。~~さらに、例えば、理容所を開設している実家に、美容師の子どもが戻って一緒に営業を行う場合など、理容所及び美容所の重複届出の容認は、後継者問題の解決にも資する。~~

よって、理容師及び美容師両資格保有者のみが勤務する施設についてそれぞれの法令所定の要件を満たす場合には、理容所・美容所両方の施設としての重複届出及び営業を認め、それに反する指導・運用等がないよう措置するべきである。

【平成 21 年度上期措置】